

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**東北地方年金記録訂正審議会**  
**令和3年6月24日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正を必要としたもの** 3件

**厚生年金保険関係** 3件

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2000281 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100006 号

## 第1 結論

請求者のA法人B事業所（以下「B事業所」という。）における平成29年10月13日の標準賞与額を18万円及び平成30年6月15日の標準賞与額を51万6,000円に訂正することが必要である。

平成29年10月13日及び平成30年6月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成29年10月13日及び平成30年6月15日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（以下「保険料」という。訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成29年10月13日

② 平成30年6月15日

私は、B事業所から請求期間①及び②の賞与を支給されていたが、請求期間①及び②に係る標準賞与額が実際に支給された賞与の総支給額に見合う標準賞与額より低額で記録され、年金の給付に反映されない記録となっているので、総支給額に見合う標準賞与額に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及びB事業所から提出された賞与支給・控除一覧表（以下「賞与支給一覧表」という。）により、請求者は、請求期間①及び②において同事業所から賞与を支給され、事業主により賞与から賞与の総支給額に見合う標準賞与額に基づく保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又

は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与支給一覧表で確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は 18 万円及び請求期間②は 51 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、B 事業所は、請求者は、請求期間①及び②を含む平成 26 年 4 月から現在まで同事業所の代表者である旨回答しており、オンライン記録においては適用事業所である同事業所の事業主であることが確認できる。

しかしながら、B 事業所は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に提出するに当たり、賞与支払届を作成するためのデータの管理及び出力、賞与支払届の作成、内容の確認、事業主印の押印並びに提出に係る一連の業務を社会保険事務担当者に行わせ、請求者は、当該事務担当者を信用していたため、賞与支払届と賞与支給一覧表との照合を行っていなかった旨回答しており、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定は、適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し誤って提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2000282 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100007 号

## 第1 結論

請求者の A 法人 B 事業所（以下「B 事業所」という。）における平成 15 年 6 月 13 日の標準賞与額を 48 万 1,000 円、平成 29 年 10 月 13 日の標準賞与額を 6 万 4,000 円及び平成 30 年 6 月 15 日の標準賞与額を 45 万 8,000 円に訂正することが必要である。

また、請求者の B 事業所における平成 24 年 10 月 15 日の賞与記録について、支払年月日を同日から同月 16 日に訂正し、標準賞与額を 6 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 6 月 13 日、平成 24 年 10 月 16 日、平成 29 年 10 月 13 日及び平成 30 年 6 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 15 年 6 月 13 日、平成 24 年 10 月 16 日、平成 29 年 10 月 13 日及び平成 30 年 6 月 15 日の訂正後の標準賞与額に基づく訂正後の厚生年金保険料（以下「保険料」という。訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 13 日  
② 平成 24 年 10 月 16 日  
③ 平成 29 年 10 月 13 日  
④ 平成 30 年 6 月 15 日

私は、B 事業所から請求期間①から④までにおいて賞与を支給されていたが、請求期間①から④までに係る標準賞与額が実際に支給された賞与の総支給額に見合う標準賞与額より低額で記録され、年金の給付に反映されない記録となっているので、総支給額に見合う標準賞与額に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者から提出されたC銀行の預金通帳の写し、C銀行から提出された「預金取引明細表（流動性）」（以下「取引明細表」という。）及びB事業所から提出された賞与支給・控除一覧表（以下「賞与支給一覧表」という。）により、請求者は、請求期間①から④までにおいて同事業所から賞与を支給され、事業主により賞与から賞与の総支給額に見合う標準賞与額に基づく保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、賞与支給一覧表で確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は48万1,000円、請求期間②は6万4,000円、請求期間③は6万4,000円及び請求期間④は45万8,000円とすることが妥当である。

また、請求期間②について、B事業所は、平成24年10月15日を賞与支払年月日とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に届け出ているものの、賞与支給一覧表により確認できる銀行振込額と取引明細表により確認できる同月16日の入金額が一致していることが確認できることから、請求期間②の賞与支払年月日は、取引明細表により確認できる同日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、B事業所及び請求者は、請求者が請求期間①から④までにおいて同事業所の社会保険事務担当者であった旨回答している。

しかしながら、請求者は、賞与支払届の標準賞与額を賞与の総支給額に見合う標準賞与額で届出を行うのか、あるいは社会保険料等控除後の差引支給額に見合う標準賞与額で届出を行うのかについて、当初から理解しておらず、誤って社会保険料等控除後の差引支給額に見合う標準賞与額で届出を行った旨陳述していることから、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までについて、請求者の賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し誤って提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から④までの訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2100001 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100008 号

## 第1 結論

1 請求者のA社（平成20年1月4日にB社から名称変更）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年3月1日から同年1月17日に訂正し、請求期間①のうち、同年2月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

平成12年2月の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成12年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成12年1月及び同年2月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成12年1月の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

平成12年2月の標準報酬月額（上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における請求期間②のうち、平成13年1月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年1月から平成30年8月までの標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成13年1月から平成30年8月までに係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成13年1月から平成30年8月までに係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求者のA社における請求期間②のうち、平成12年10月1日から平成14年4月1日までの期間、平成16年5月1日から平成17年9月1日までの期間、平

成18年9月1日から平成25年5月1日までの期間、平成26年3月1日から同年9月1日までの期間及び平成29年3月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年10月から平成14年3月まで、平成16年5月から平成17年8月まで、平成18年9月から平成25年4月まで、平成26年3月から同年8月まで及び平成29年3月から同年8月までの標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成12年10月から同年12月までに係る訂正後の標準報酬月額（別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

平成13年1月から平成14年3月まで、平成16年5月から平成17年8月まで、平成18年9月から平成25年4月まで、平成26年3月から同年8月まで及び平成29年3月から同年8月までに係る訂正後の標準報酬月額（別表1の第6欄に掲げる上記第1の3の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

5 請求者のA社における請求期間③から⑭まで及び請求期間⑯から⑰までについて、賞与支払年月日を別表2の第1欄に掲げる日とし、標準賞与額をそれぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間③から⑭まで及び請求期間⑯から⑰までの標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間③から⑭まで及び請求期間⑯から⑰までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

6 請求者のA社における請求期間⑤、⑦、⑩から⑭まで及び請求期間⑯から⑰までについて、別表2の第1欄に掲げる賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間⑤、⑦、⑩から⑭まで及び請求期間⑯から⑰までの標準賞与額（別表2の第4欄に掲げる上記第1の5の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

7 請求期間⑮について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 12 年 1 月 17 日から同年 3 月 1 日まで  
② 平成 12 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日まで  
③ 平成 15 年 12 月  
④ 平成 16 年 7 月  
⑤ 平成 16 年 12 月  
⑥ 平成 17 年 7 月  
⑦ 平成 17 年 12 月  
⑧ 平成 18 年 7 月  
⑨ 平成 18 年 12 月  
⑩ 平成 19 年 7 月  
⑪ 平成 19 年 12 月  
⑫ 平成 20 年 7 月  
⑬ 平成 20 年 12 月  
⑭ 平成 21 年 7 月  
⑮ 平成 21 年 12 月  
⑯ 平成 22 年 7 月  
⑰ 平成 22 年 12 月  
⑱ 平成 23 年 7 月  
⑲ 平成 23 年 12 月  
⑳ 平成 24 年 7 月  
㉑ 平成 24 年 12 月

請求期間①について、私は、平成 12 年 1 月 17 日から A 社に勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年 3 月 1 日となっている。同社の給料支払明細書を提出するので、同年 1 月 17 日を資格取得年月日に訂正してほしい。

請求期間②について、A 社における標準報酬月額が給料支払明細書（平成 16 年 4 月分以降は給与明細書）の給与額と相違している。同社の給料支払明細書を提出するので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間③から②までについて、平成 15 年 12 月から平成 24 年 12 月までに支給された賞与の記録が無い。A 社の賞与明細書を提出するので、当該賞与を記録してほしい。

### 第 3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録及び請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は請求期間①において A 社に継続して勤務し、請求期間①のうち、平成 12 年 2 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成 12 年 2 月の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成 12 年 2 月の標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①のうち、平成 12 年 2 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、事業主は死亡し、現在の代表取締役からは具体的な回答が得られなかった。また、同社の破産管財人は請求者に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明と回答しており、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、請求者から提出された給料支払明細書によると、請求期間①のうち、平成 12 年 1 月の厚生年金保険料については、事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、請求期間①のうち、平成 12 年 2 月については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記第 3 の 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額から、13 万 4,000 円とすることが妥当で

ある。

なお、平成 12 年 1 月の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

また、平成 12 年 2 月の標準報酬月額（上記第 3 の 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間②のうち、平成 13 年 1 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日まで、平成 15 年 9 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日まで及び平成 18 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに C 銀行から提出された預金取引明細表（以下「預金取引明細表」という。）により、別表 1 の第 2 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額及び当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

また、請求期間②のうち、平成 14 年 10 月 1 日から平成 15 年 9 月 1 日までの期間及び平成 17 年 9 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、別表 1 の第 2 欄、第 3 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいかが低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、平成 13 年 1 月から平成 30 年 8 月までの標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに預金取引明細表により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額若しくは本来の報酬月額から、別表 1 の第 1 欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡し、現在の代表取締役からは具体的な回答が得られず、同社の破産管財人

は請求者に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明と回答しているが、平成 13 年 1 月 1 日から平成 16 年 9 月 1 日までの期間について、給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないこと、及び年金事務所が保管する平成 16 年から平成 29 年までの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は、当該期間について、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成 12 年 10 月 1 日から平成 13 年 1 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により、別表 1 の第 2 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも低額であることが認められる。

したがって、請求期間②のうち、平成 12 年 10 月 1 日から平成 13 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象にはならないため、同法による訂正は認められない。

4 請求期間②のうち、平成 12 年 10 月 1 日から平成 14 年 4 月 1 日までの期間、平成 16 年 5 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日までの期間、平成 18 年 9 月 1 日から平成 25 年 5 月 1 までの期間、平成 26 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 29 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、別表 1 の第 2 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、平成 12 年 10 月から平成 14 年 3 月まで、平成 16 年 5 月から平成 17 年 8 月まで、平成 18 年 9 月から平成 25 年 4 月まで、平成 26 年 3 月から同年 8 月まで及び平成 29 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表 1 の第 1 欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第 7 欄に掲げる標準報酬月額

とすることが妥当である。

なお、請求者の平成 12 年 10 月から同年 12 月までに係る訂正後の標準報酬月額（別表 1 の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者の平成 13 年 1 月から平成 14 年 3 月まで、平成 16 年 5 月から平成 17 年 8 月まで、平成 18 年 9 月から平成 25 年 4 月まで、平成 26 年 3 月から同年 8 月まで及び平成 29 年 3 月から同年 8 月までに係る訂正後の標準報酬月額（別表 1 の第 6 欄に掲げる上記第 3 の 3 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

5 請求期間③から⑭まで及び請求期間⑯から㉑までについて、請求者から提出された A 社に係る賞与明細書、給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに預金取引明細表により、請求者は請求期間③から⑭まで及び請求期間⑯から㉑までにおいて事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑯に係る標準賞与額については、請求者から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに預金取引明細表により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表 2 の第 4 欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

請求者の請求期間③から⑭まで及び請求期間⑯から㉑までの標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、別表 2 の第 4 欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

また、請求期間③から⑭まで及び請求期間⑯から㉑までの賞与支払年月日については預金取引明細表の履歴から、別表 2 の第 1 欄とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている、事業主は死亡し、現在の代表取締役からは具体的な回答は得られなかった。また、同社の破産管財人は請求者に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明と回答しており、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

6 請求期間⑤、⑦、⑩から⑭まで及び請求期間⑯から⑰までについて、請求者から提出された賞与明細書により、別表2の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間⑤、⑦、⑩から⑭まで及び請求期間⑯から⑰までに係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書により確認できる賞与額から、別表2の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑤、⑦、⑩から⑭まで及び請求期間⑯から⑰までの訂正後の標準賞与額(別表2の第4欄に掲げる上記第3の5の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

7 請求期間⑮について、預金取引明細表によると、当該期間に賞与が振り込まれた履歴は見当たらない。

また、オンライン記録によると、A社において請求期間⑮に係る標準賞与額の記録が確認できる者は見当たらず、同僚のうち1人は、当該期間に係る賞与は支給されていない旨回答していることから、当該期間に係る賞与は支給されていないと推認できる。

このほか、請求者の請求期間⑮における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑮に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別表1

第1欄 請求期間②に係る 期間	第2欄 オンライン 記録の 標準報酬月額 (訂正前)	第3欄 報酬月 額に 見合う 標準報 酬月額	第4欄 本来の 報酬月額 に見合う 標準報酬 月額	第5欄 厚生年金保険 料控除額 に見合う 標準報酬月額	第6欄 厚生年金 特例法 訂正後の 標準報酬 月額	第7欄 厚生年金 保険法 (75条 本文) 訂正後の 標準報酬 月額
平成12年10月から 同年12月まで	13万4,000円		19万円	12万6000円		19万円
平成13年1月から 同年6月まで	13万4,000円		19万円	16万円	16万円	19万円
平成13年7月から 同年9月	16万円		19万円	18万円	18万円	19万円
平成13年10月から 平成14年3月まで	16万円		20万円	18万円	18万円	20万円
平成14年4月から 同年9月まで	16万円		20万円	20万円	20万円	
平成14年10月から 平成15年3月まで	17万円	24万円		20万円	20万円	
平成15年4月から 同年7月まで	17万円	24万円		26万円	24万円	
平成15年8月	17万円	26万円		26万円	26万円	
平成15年9月から 平成16年4月まで	17万円		24万円	26万円	24万円	
平成16年5月から 同年8月まで	17万円		28万円	26万円	26万円	28万円
平成16年9月	17万円		30万円	26万円	26万円	30万円
平成16年10月から 平成17年8月まで	17万円		30万円	24万円	24万円	30万円
平成17年9月及び 同年10月	17万円	28万円		24万円	24万円	
平成17年11月	17万円	36万円		24万円	24万円	
平成17年12月及び 平成18年1月	17万円	28万円		24万円	24万円	
平成18年2月	17万円	36万円		24万円	24万円	
平成18年3月	17万円	32万円		24万円	24万円	
平成18年4月	17万円	34万円		24万円	24万円	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間②に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成18年5月	17万円	41万円		24万円	24万円	
平成18年6月	17万円	32万円		24万円	24万円	
平成18年7月及び同年8月	17万円	30万円		24万円	24万円	
平成18年9月から平成20年8月まで	17万円		36万円	24万円	24万円	36万円
平成20年9月から平成21年8月まで	17万円		41万円	22万円	22万円	41万円
平成21年9月から平成22年8月まで	17万円		38万円	22万円	22万円	38万円
平成22年9月から平成23年8月まで	17万円		34万円	22万円	22万円	34万円
平成23年9月から平成24年8月まで	17万円		32万円	22万円	22万円	32万円
平成24年9月から平成25年4月まで	17万円		32万円	20万円	20万円	32万円
平成25年5月から同年8月まで	17万円		32万円	36万円	32万円	
平成25年9月から平成26年2月まで	20万円		36万円	36万円	36万円	
平成26年3月から同年8月まで	20万円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成26年9月から平成27年8月まで	22万円		34万円	34万円	34万円	
平成27年9月から平成28年1月まで	24万円		34万円	34万円	34万円	
平成28年2月	24万円		34万円	36万円	34万円	
平成28年3月から同年8月まで	24万円		34万円	34万円	34万円	
平成28年9月から平成29年2月まで	26万円		34万円	34万円	34万円	
平成29年3月から同年8月まで	26万円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成29年9月から平成30年8月まで	28万円		32万円	32万円	32万円	

別表2

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間	賞与支払年月日	賞与額に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正による標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文訂正による標準賞与額
③	平成15年12月10日	27万円	27万円	27万円	
④	平成16年7月9日	23万円	23万円	23万円	
⑤	平成16年12月10日	27万円	26万4,000円	26万4,000円	27万円
⑥	平成17年7月15日	21万円	22万5,000円	21万円	
⑦	平成17年12月15日	25万円	23万8,000円	23万8,000円	25万円
⑧	平成18年7月14日	21万円	22万円	21万円	
⑨	平成18年12月15日	25万円	26万円	25万円	
⑩	平成19年7月13日	25万円	24万円	24万円	25万円
⑪	平成19年12月14日	26万円	23万5,000円	23万5,000円	26万円
⑫	平成20年7月15日	25万円	23万5,000円	23万5,000円	25万円
⑬	平成20年12月15日	26万円	22万9,000円	22万9,000円	26万円
⑭	平成21年7月15日	18万円	17万2,000円	17万2,000円	18万円
⑯	平成22年7月15日	17万円	17万円	17万円	
⑰	平成22年12月15日	17万円	16万7,000円	16万7,000円	17万円
⑱	平成23年7月15日	17万円	16万7,000円	16万7,000円	17万円
⑲	平成23年12月12日	17万円	16万3,000円	16万3,000円	17万円
⑳	平成24年7月13日	17万円	16万3,000円	16万3,000円	17万円
㉑	平成24年12月10日	17万円	16万円	16万円	17万円

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2000280 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100009 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 3 月頃から同年 10 月頃まで

私は、請求期間当時、A社から B 市の現場に派遣され、C 業務に従事したが、請求期間について厚生年金保険被保険者の記録が無い。給料から厚生年金保険料（以下「保険料」という。）が控除されていた記憶があるので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において昭和 63 年 3 月 21 日に被保険者資格を取得し、同年 10 月 8 日に離職していることが確認できることから、請求者は、当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の履歴事項全部証明書によると、同社は平成 27 年 1 月 20 日に閉鎖されていることが確認できる上、同社の元事業主及び元事業主が同社の経理事務を委託したとする税理士事務所は、請求者に係る請求期間の勤務実態、給与支給額及び保険料の控除について確認できる資料は保管していない旨回答している。

また、A社における請求期間に係る厚生年金保険の加入の取扱いについて、元事業主及びオンライン記録により、請求期間の全部又は一部において同社における厚生年金保険被保険者資格が確認でき所在が判明した複数の同僚に対して文書照会を行ったところ、元事業主及び回答のあった同僚は同社が厚生年金保険に加入させていない者や本人の希望により加入していない者がいた旨回答しており、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者が請求期間当時から住所を有するB市は、昭和63年の課税資料は無い旨回答しているため、請求期間の給与支給額及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、B市から提出された請求者に係る国民年金の被保険者記録及び請求者のオンライン記録によると、請求者は、請求期間において国民年金の被保険者であり、農業者年金の資格を取得しており、国民年金保険料について、定額保険料及び付加保険料は納付済であることが確認できる上、同市から提出された請求者に係る国民健康保険の加入記録によると、請求期間当時に社会保険加入による国民健康保険に係る終了の届出が行われた記録は確認できず、請求期間は国民健康保険被保険者資格が継続していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は無い上、当該資格取得者の健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。